

11月は、児童虐待防止推進月間です

見のがすな 幼い子どもの SOS

ためらわず相談(通告)を!

「もしかしらたら違うかもしれないし・・・」相談(通告)したのが自分だと分かったらどうしよう」「余計なお世話かも・・・」とためらっていませんか。

・間違っていたからといって責められることはありません。

・相談(通告)した人が知られる心配はありません。匿名でも構いません。

・相談(通告)するにあたっての不安や心配ことも併せて伝えてください。

相談(通告)は保護者も救います!

児童虐待というと、「なんてひどい親なんだ」と思ってしまうがちですが、その背景には、家族関係のこじれや経済的な不安定さなど、さまざまな問題があります。また、孤独な環境で子育てに悪戦苦闘している保護者も少なくありません。

相談(通告)は、こうして悩み苦しんでいる保護者が、専門機関と出会

い、援助を受けるきっかけにもなるのです。

児童虐待専用通告電話(24時間対応)

☎ 0848(67)6088

子育て相談電話(子育て支援課)

☎ 0848(67)6045

児童虐待問題講演会 児童虐待防止とネットワーク 活動の意義と活性化

とき 2日(火)15時~16時30分

ところ 中央公民館

講師 広島文教女子大学教授

塚村英幸さん

定員 150

人(先着順)

参加費 無料

※希望者は直接会場へ。



街頭啓発キャンペーン

とき 8日(月)7時30分~8時15分
ところ JR三原駅前

問い合わせ先 子育て支援課(☎0

848(67)6045 FAX 0848(64

2130)

父子家庭の皆さん

児童扶養手当の申請は 済んでいますか?

済んでいますか?

今月30日(火)までに
申請すると・・・



- ・7月31日までに要件に該当している場合⇒8月分から支給
- ・8月1日~11月30日に要件に該当している場合⇒要件に該当した日の翌月分から支給
- ※今月30日を過ぎると、申請日の翌月分からの支給となります。

父子家庭への児童扶養手当

要件 次のいずれかに該当する、平成4年4月2日以降に生まれた子ども(障害のある場合は19歳までの子ども)を養育している父親

- ①離婚している
- ②妻が死亡、または重度の障害がある

※このほかの要件については、子育て支援課へ相談してください。

支給額(月額)

- ・1人目⇒9,850円~41,720円
- ・2人目⇒5,000円を加算
- ・3人目以降⇒一人につき3,000円を加算

※支給額は、前年の所得に応じて決まります。

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848(67)6045)

11/29日 豪華客船につぼん丸がやって来る!

ところ 糸崎2号岸壁(糸崎南二丁目)
内容 日本を代表する豪華客船につぼん丸の外観の見学
※当日は、寄港歓迎・送別セレモニーを開催します。
※船内への立ち入りはできません。
問い合わせ先 港湾課(☎0848(67)6107)



12/4日 伝統芸能 上河内神楽団 上演

ところ くい文化センター
入場料 高校生以上 1,500円(1,000円)
中学生以下 1,000円(500円)
※()内は前売り料金。
販売場所 中央公民館、本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター
問い合わせ先 くい文化センター(☎0847(67)7138)

